

令和6年度 小郡小学校PTA
総会 次第

日時 令和6年5月2日(木) 15時10分～
場所 小郡小学校ランチルーム

1 開会

2 学校長あいさつ・教職員紹介

3 令和5年度PTA会長あいさつ

4 議長選出

5 議事

- 第1号議案 令和5年度 事業報告及び会計報告について
- 第2号議案 令和6年度 PTA会長・副会長・監事の選出について
- 第3号議案 令和6年度 事業計画(案)及び予算(案)について
- 第4号議案 PTA会則の改定(案)について

6 報告事項

- ベルマーク運動について

7 その他

8 閉会



令和6年度 小郡小学校PTA 総会資料

【議事】

- 第1号議案
令和5年度 事業報告及び会計報告について
- 第2号議案
令和6年度 PTA会長・副会長・監事の選出について
- 第3号議案
令和6年度 事業計画（案）及び予算（案）について
- 第4号議案
PTA会則の改定（案）について

【報告事項】

- ベルマーク運動について

※第2号議案については、別途、紙媒体で配付

令和5年度 事業報告

月/日	行事・事業	月/日	行事・事業
4/5	【執行部会】	11/3	市P連ソフトボール大会【おやじの会・執行部】
10	始業式	8	あいさつ運動【おやじの会】
11	入学式		150周年記念事業実行委員会⑦
12	あいさつ運動【おやじの会】	9	学校運営協議会⑤
19	第1回役員会	15	【執行部会】
28	学校運営協議会①	25	150周年記念式典・児童集会 【生活教養部・体育部・おやじの会・執行部】
5/2	P T A総会・第2回役員会	29	【執行部会】
9	150周年記念事業実行委員会④	12/4	150周年記念講演会【生活教養部】
10	あいさつ運動【おやじの会】	13	あいさつ運動【おやじの会】
14	運動会テント立て【おやじの会】		【執行部会】
17	【執行部会】	20	第4回役員会（書面開催）
19	運動会準備【体育部】	22	終業式
20	運動会【体育部・おやじの会・執行部】	23	門松づくり【おやじの会】
25	150周年記念航空写真撮影	29	ベルマーク送付・預入【保健施設部】
26	市P連定例委員会【執行部】	1/9	始業式
6/14	あいさつ運動【おやじの会】	10	あいさつ運動【おやじの会】
30	学校保健安全委員会【保健施設部】	17	150周年記念事業実行委員会⑧
7/5	150周年記念事業実行委員会⑤	24	【執行部会】
12	あいさつ運動【おやじの会】	26	学校保健安全委員会【保健施設部】
	【執行部会】		学校運営協議会⑥
19	第3回役員会（書面開催）	2/2	仮入学【執行部】
20	終業式	11	教育特別講演会【執行部】
21	学校運営協議会③	14	あいさつ運動【おやじの会】
21~	奉仕作業準備【体育部】		見守り隊感謝の手紙【生活教養部】
8/17	【執行部会】	16	学校運営協議会⑦
26	登校日、P T A奉仕作業 【体育部・おやじの会・執行部】		市P連定例委員会【執行部】
9/1	始業式	28	【執行部会】
6	150周年記念事業実行委員会⑥	3/1	保健施設部だより発行【保健施設部】
13	あいさつ運動【おやじの会】	13	あいさつ運動【おやじの会】
	【執行部会】		【執行部会】
20	学校運営協議会④	14	第5回役員会（書面開催）
10/2	縄跳びチャレンジデー		ベルマーク交換【保健施設部】
11	あいさつ運動【おやじの会】	15	広報紙ふれあい255号発行【広報部】
	【執行部会】	16	卒業式前清掃活動【おやじの会】
14	市P連定例委員会【執行部】	19	卒業証書授与式
25	【執行部会】	25	150周年記念事業実行委員会⑨
27	給食試食会【保健施設部】	26	修了式
		29	先生方とのお別れ式

令和5年度 小郡小学校PTA会計報告

【歳入の部】

款	項目	予算額	決算額	増減	付記
繰越金		387,034	387,034	0	
P T A 会費		975,000	1,033,000	△ 58,000	962,750円(保護者会員) ▲4,750円(転出返金) 75,000円(教職員会員)
雑収入		20,000	70,608	△ 50,608	総合保障制度加入促進費 12,330円 体育館ガラス修繕保険金 51,690円
	150周年記念事業会計振替	186,313	187,734	△ 1,421	R5.3.7 パルーンリリース経費 186,313円 150周年記念事業会計残金 1,421円
利息		100	8	92	銀行利息
合計		1,568,447	1,678,384	△ 109,937	

【歳出の部】

款	項目	予算額	決算額	増減	付記
総務費	1 需用費	100,000	17,187	82,813	コピー用紙、インク他
	2 弔慰謝恩費	20,000	0	20,000	
	3 旅費	10,000	0	10,000	
	4 会議費	20,000	0	20,000	県P・市P会議出席負担金
	5 通信費	10,000	3,000	7,000	事務局年間電話使用料
	6 事務職員費	400,000	370,800	29,200	専任事務手当
	計	560,000	390,987	169,013	
事業費	1 広報部費	200,000	165,360	34,640	広報紙1回発行・郵送料
	2 生活教養部費	40,000	17,294	22,706	人権講演会
	3 体育部費	50,000	52,195	△ 2,195	運動会、奉仕作業準備品
	4 保健施設部費	20,000	7,024	12,976	パルマーク集計用備品
	5 学級委員会	0	0	0	
	6 児童援護費	100,000	91,422	8,578	卒業記念品・卒業証書筆耕代
	7 図書ボランティア	20,000	14,745	5,255	本、装備代、ポップ用材料
	8 吹奏楽部支援費	20,000	20,000	0	楽器備品代
計	450,000	368,040	81,960		
負担金		170,000	157,970	12,030	県P連安全互助会 39,790円 市P連分担金 75,130円 校長会・教育研究会一部負担金 25,000円 ほか
雑費		30,000	17,330	12,670	青少年劇場お札花束代 4,000円 市P連ソフトボール大会 11,900円 振込手数料 1,430円
積立金		0	0	0	
予備費		358,447	304,896	53,551	吹奏楽部全国大会出場特別支援 50,000円 玄関・昇降口マット 108,528円 ビート板 81,600円 卒業アルバム保存用 6,820円 体育館ガラス修繕 52,690円 ほか
合計		1,568,447	1,239,223	329,224	

【次年度繰越】 収入総額 1,678,384円 - 支出総額 1,239,223円 = 繰越額 439,161円

監査報告

監査の結果、適正であることを認めます。

令和6年 4月 10日

小郡小学校PTA監事

山本 智恵美



大田 陽子



令和5年度 友愛セール会計報告

【歳入の部】

項 目	予算額	決算額	増 減	付 記
前年度繰越金	926,665	926,665	0	
運動会バザー総売上	0	0	0	
ふれあいフェスタ総売上	0	0	0	
利 息	100	8	92	銀行利息
合 計	926,765	926,673	92	

【歳出の部】

項 目	予算額	決算額	増 減	付 記
運動会バザー経費	0	0	0	
ふれあいフェスタ経費	0	0	0	
合 計	0	0	0	

【次年度繰越】 収入総額 926,673円 - 支出総額 0円 = 繰越額 926,673円

監査報告

監査の結果、適正であることを認めます。

令和6年 4月 10日

小郡小学校PTA監事

山本 智恵美



〃

大田 陽子



PTA基金について

1. 目的

- (1) 小郡小学校の校舎改築や周年記念事業などに備え、PTA会費の一部をPTA基金として積み立てる。
- (2) この基金は、小郡小学校の校舎改築や周年記念などの記念式典および事業に係る費用の一部にあてる。

2. 令和5年度 会計報告

【歳入の部】

項 目	予算額	決算額	増 減	付 記
前年度繰越金	1,000,384	1,000,384	0	
積立金	0	0	0	
普通預金 利息	100	0	100	銀行利息
定期預金 利息	100	6	94	銀行利息 3口分
合 計	1,000,584	1,000,390	194	

【歳出の部】

項 目	予算額	決算額	増 減	付 記
創立150周年記念事業	1,000,484	1,000,390	94	
合 計	1,000,484	1,000,390	94	

【次年度繰越】 収入総額 1,000,390円 - 支出総額 1,000,390円 = 繰越額 0円

上記のとおり報告します。

令和6年 4 月 10 日

小郡小学校PTA会長

藤田 郁昭  印

令和6年度 P T A役員（案）

別途、紙媒体で配布していますので
ご確認ください

令和6年度 事業計画（案）

【集 会】

- ◇総 会 1回（5月2日）
- ◇役 員 会 定例5回（4月、5月、7月、12月、3月）
- ◇執 行 部 会 必要に応じて随時（概ね、月1回）
- ◇各 部 会 年間の計画立案、部の事業前の具体的な運営計画
必要に応じて随時

【各部会活動】

- ◇広 報 部 会 各部の連絡調整、PTA会報発行（年1回） 等
- ◇生活教養部会 交通安全対策、校外生活対策、見守りボランティア活動
見守り隊感謝の会、地域安全マップ作り
人権教育講演会（9月13日）
研修会参加 等
- ◇体 育 部 会 運動会（5月25日）、奉仕作業（8月24日） 等
- ◇保健施設部会 ベルマーク整理、給食試食会（6月14日）、食育研修会
学校保健安全委員会（年2回）への協力 等

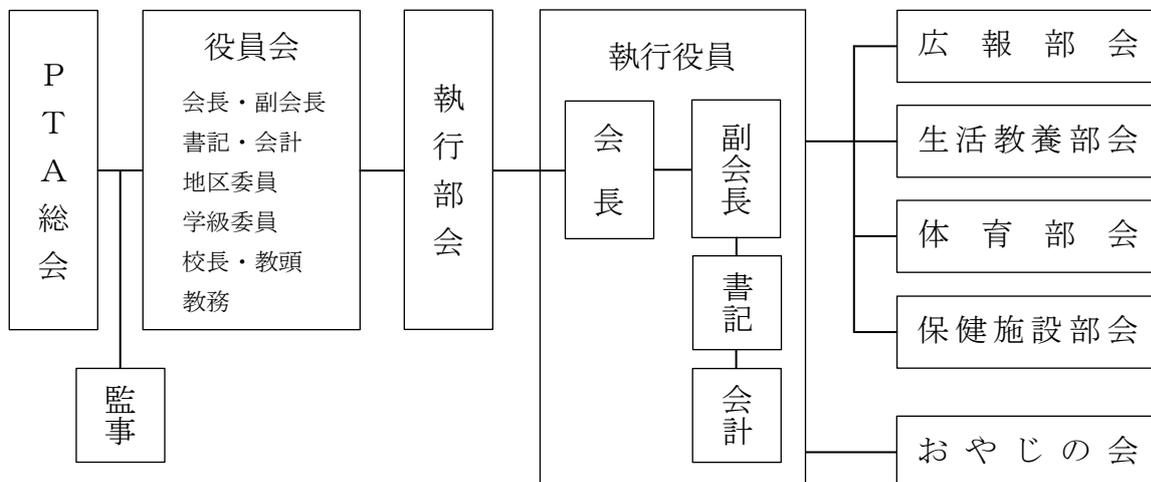
【地区委員】

通学路での朝の交通指導、地区校外補導
老人クラブ見守り隊連絡、学校だより区長配布（地域回覧用）等

【全役員】

「日本PTA中国ブロック研究大会やまぐち大会」に関すること
（11月2日）
ふれあいフェスタに関すること（11月16日）

【PTA組織】



令和6年度 参観日等年間行事予定（案）

期 日	行 事 等 名	日 程 ・ 内 容 等
4月19日(金) 22日(月) 24日(水)	個人懇談会	
5月 2日(木)	授業参観 学級懇談会	午後 P T A総会
5月24日(金)	P T A運動会前日準備	午後 テント張り・表示等準備 【体育部会】
5月25日(土)	春季運動会 【雨天順延】	午前中 【体育部会 他】観覧・警備等協力 中学校駐車場 5月27日(月)振替休日
6月 7日(金)	授業参観	
6月14日(金)	給食試食会	1年生・その保護者 【保健施設部会】
7月16日(火) 17日(水) 18日(木)	1学期末個人懇談会	
8月24日(土)	登校日 P T A奉仕作業	午前中 奉仕作業 全校児童、保護者 【体育部会】計画・準備
9月13日(金)	人権教育参観日 人権教育講演会	【生活教養部会】
10月31日(木)	校内音楽会	午前
12月19日(木) 20日(金) 23日(月)	2学期末個人懇談会	
2月14日(金)	授業参観 学年末学級懇談会	
3月19日(水)	卒業証書授与式	1・2・3・4年生 家庭学習日

※令和6年度の詳しい行事予定につきましては、小郡小学校ホームページをご覧ください。

令和6年度 小郡小学校PTA予算（案）

【歳入の部】

款	項目	令和5年度 予算額(A)	令和5年度 決算額	令和6年度 予算案(B)	増減 (B)-(A)	付記
繰越金		387,034	387,034	439,161	52,127	
P T A 会費		975,000	1,033,000	1,005,000	30,000	250円／人・月 930,000円 (保護者会員：310人) 75,000円(教職員会員：25人)
雑収入		20,000	70,608	20,000	0	総合保障制度加入促進費等
	150周年記念事業会計振替	186,313	187,734	0	皆減	
利子		100	8	100	0	銀行利息
合計		1,568,447	1,678,384	1,464,261	▲ 104,186	

【歳出の部】

款	項目	令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	令和6年度 予算案	増減	付記
総務費	1 需用費	100,000	17,187	100,000	0	コピー用紙、インク他
	2 弔慰謝恩費	20,000	0	20,000	0	
	3 旅費	10,000	0	10,000	0	
	4 会議費	20,000	0	30,000	10,000	日本PTA中国ブロック研究大会や まぐち大会関連(+10,000円)
	5 通信費	10,000	3,000	10,000	0	事務局年間電話使用料
	6 事務職員費	400,000	370,800	400,000	0	専任事務手当
	計	560,000	390,987	570,000	10,000	
事業費	1 広報部費	200,000	165,360	200,000	0	広報紙1回発行・郵送代
	2 生活教養部費	40,000	17,294	40,000	0	人権講演会
	3 体育部費	50,000	52,195	50,000	0	運動会、奉仕作業準備品
	4 保健施設部費	20,000	7,024	20,000	0	ベルマーク集計用備品 給食試食会
	5 学級委員会	0	0	0	0	
	6 児童援護費	100,000	91,422	100,000	0	卒業記念品・卒業証書筆耕代
	7 図書室環境整備費	20,000	14,745	50,000	30,000	図書ボランティア活動 (本、装備代、ポップ用材料) 読書環境充実備品
	8 吹奏楽部支援費	20,000	20,000	20,000	0	楽器備品代
	9 おやじの会活動支援費	0	0	10,000	10,000	奉仕作業、門松作り 他
	計	450,000	368,040	490,000	40,000	
負担金		170,000	157,970	170,000	0	県P・市P、一部負担金 他
雑費		30,000	17,330	30,000	0	青少年劇場お礼(花束) 卒業アルバム(学校保存用) 振込手数料 他
積立金		0	0	0	0	
予備費		358,447	304,896	204,261	▲ 154,186	
合計		1,568,447	1,239,223	1,464,261	▲ 104,186	

令和6年度 友愛セール会計予算（案）

【収入の部】

項 目	令和5年度 決算額(A)	令和6年度 予算額(B)	増 減 (B)-(A)	付 記
前年度繰越金	926,665	926,673	8	
運動会バザー総売上	0	0	0	
小郡小学校ふれあいフェスタ総売上	0		0	
利 息	8	100	92	
合 計	926,673	926,773	100	

【支出の部】

項 目	令和5年度 決算額	令和6年度 予算額	増 減	付 記
運動会バザー経費	0			
ふれあいフェスタ経費	0			
合 計	0			

ふれあいフェスタの実施概要を検討した上で、7月の役員会において、あらためて予算案を示す

小郡小学校PTA会則（案）

第1章 総 則

（名称および事務局）

第1条 この会は、小郡小学校PTAと称し、事務局を小郡小学校に置く。

（目的および活動）

第2条 この会は、保護者と教師が協力して、家族と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）よい保護者、よい教師となるために教養を高め、共に研修につとめる。
- （2）家庭と学校との緊密な協力によって、児童の生活を指導し、健康の増進と安全の確保につとめる。
- （3）児童の教育環境の充実をはかる。
- （4）児童の福祉増進につとめる。
- （5）会員相互の融和をはかる。
- （6）その他目的達成に必要な活動を行う。

第2章 会員および会費

（会員）

第4条 この会は、次の者を会員とする。

- （1）小郡小学校児童の保護者、またはこれにかかわる者、および教職員。
- （2）この会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得たもの。

（経費）

第5条 この会の経費は、会費および寄付金ならびに活動収益金をもってこれにあてる。

（会費の納入）

第6条 この会の会費は、次のとおり納入するものとする。

- （1）児童1人及び教職員1人につき月額300円。
- （2）同一生計に属する児童が2人以上ある場合、第2子のみ150円とし、第3子以降は徴収しない。

第3章 役 職 員

（役職員の構成）

第7条 この会に次の役職員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）地区委員 若干名
- （4）学級委員 各学級 2名
- （5）学年委員 年度毎に必要な学年において、各学年 1名
- （6）監 事 2名
- （7）書記・会計 2名
- （8）上記のうち、会長、副会長、書記、会計を、本会の執行役員とする。

(役職員の選出)

第8条 この会の役職員の選出は次による。

- (1) 会長 役員会において会員の中から選出し、総会で承認を得る。
- (2) 副会長 役員会において会員の中から選出し、総会で承認を得る。
- (3) 地区委員 各学友区の中から選出された男女若干名および教師。
- (4) 学級委員 学級の中から選出する。(学級委員は地区委員と兼ねないものとする)
- (5) 学年委員 必要な学年において、学級委員の中から互選する。なお、学年委員を置く学年については、執行役員と学校で協議の上で決定する。
- (6) 監事 役員会において会員の中から選出し、総会で承認を得る。
- (7) 書記・会計 会長が委嘱し、役員会に報告する。

(役職員の任務)

第9条 役職員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長 この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- (3) 地区委員 地区を代表し地区の世話をするとともに、各部会に所属し、その運営にあたる。
- (4) 学級委員 学級を代表し学級の世話をするとともに、各部会に所属し、その運営にあたる。
- (5) 学年委員 学年を代表し、学年の世話をする。
- (6) 監事 この会の業務および会計を監査し、役員会・総会で報告する。
- (7) 書記・会計 会議の記録、連絡、通信等の庶務を処理するとともに、この会の会計を処理する。

(役職員の任期および補充)

第10条 役職員の任期は1ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

第11条 役職員の欠員を生じたときは、ただちに選出・補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 委員会および部会

(委員会の構成と内容)

第12条 この会を運営するため、次の役員会および委員会をおく。

- (1) 役員会 会長、副会長、書記、会計、地区委員、学級委員、および校長、教頭、教務をもって構成し、この会の運営をする。
- (2) 執行部会 第7条(8)に定義する執行役員をもって構成し、この会の運営に関する事項を協議する。
- (3) 部会 第13条に示す各部会の部員で構成し、部の活動計画を協議する。

(部会の構成と内容)

第13条 この会を円滑に運営するため、地区委員および学級委員は、次の部会のいずれかに所属し、部会員の互選により正副部長各1名を選出して活動を行う。

- (1) 広報部会
 - ・各部の連絡調整に関すること
 - ・会報発行に関すること
 - ・児童文化の高揚に関すること
- (2) 生活教養部会
 - ・校外補導に関すること
 - ・学校・地域との連携を図り、子どもの見守りに関すること
 - ・会員の教養を高めること
 - ・会員相互の親睦に関すること

- ・学校図書に関すること
- ・教育世論の喚起に関すること
- (3) 体育部会
 - ・児童の体育の向上と安全に関すること
 - ・会員の体育に関すること
 - ・環境設備に関すること
- (4) 保健施設部会
 - ・教育施設に関すること
 - ・ベルマークに関すること
 - ・児童の保健に関すること
 - ・学校給食の進展に関すること
 - ・給食指導に関すること

(役員会の開催および議決)

第14条 定例役員会は、5回(4月・5月・7月・12月・3月)開催する。

また、会長が必要と認めたときおよび役員会の3分の1以上の要請があったとき、臨時に開催する。

第15条 役員会は、役員の過半数をもって成立し、議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(執行部会の開催)

第16条 執行部会は、必要に応じて会長が招集する。

(部会の開催)

第17条 部会は、必要に応じて部長が招集する。

第5章 総 会

第18条 1 総会は、最高の決議機関で、毎年5月に会長が招集し、次の事項の決議および承認を行う。ただし、必要があると認めたときは、役員会の議決を経て臨時総会を開くことができる。

- (1) 役員(会長・副会長・監事)
- (2) 会則の改正
- (3) 運営計画および予算・決算
- (4) その他必要と認めた事項

2 総会は、会員の過半数の出席(委任状でも可)がなければ、議事を開き、議決することはできない。

3 議事は、出席者の過半数の同意により議決する。

第6章 そ の 他

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は、4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(備付帳簿)

第20条 この会に、次の帳簿を備えつける。

- | | | |
|------------|-----------|----------|
| (1) PTA記録簿 | (2) 役職員名簿 | (3) 各部会簿 |
| (4) 会計簿 | (5) 領収書綴 | (6) 貯金通帳 |

第21条 この会則は、役員会で議決し、総会で承認を得て改正することができる。

附 則

第1条 会長は、必要に応じて役員会の議決を経て細則を設けることができる。

第2条 会長が必要と認めるときは、経費の収支を校長に委託することができる。

第3条 第6条「会費の納入」について、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、次のとおり改定する。なお、同期間終了後は従前のとおりとする。

(1) 児童1人及び教職員1人につき月額250円。

(2) 第二子以降は徴収しない。

第4条 この会則は、昭和52年4月1日より実施する。

この会則は、昭和53年4月1日より一部改正。

この会則は、昭和54年4月1日より一部改正。

この会則は、昭和56年4月1日より一部改正。

この会則は、昭和58年4月1日より一部改正。

この会則は、昭和60年4月1日より一部改正。

この会則は、昭和62年4月1日より一部改正。

この会則は、平成元年4月1日より一部改正。

この会則は、平成3年5月1日より一部改正。

この会則は、平成4年4月1日より一部改正。

この会則は、平成6年4月28日より一部改正。

この会則は、平成10年4月1日より一部改正。

この会則は、平成12年4月1日より一部改正。

この会則は、平成18年2月17日より一部改正。

この会則は、平成20年2月15日より一部改正。

この会則は、平成23年5月10日より一部改正。

この会則は、平成30年5月2日より一部改正。

この会則は、令和2年6月18日より一部改正。

この会則は、令和3年4月1日より一部改正。

この会則は、令和4年4月1日より一部改正。

この会則は、令和5年4月1日より一部改正。

この会則は、令和6年4月1日より一部改正。

小郡小学校PTA細則

(謝恩および弔慰金)

第1条 会員および児童を対象とした謝恩ならびに弔慰金について、次のとおり定める。

- (1) 会員死去の際は、香華料5000円を贈り弔意をあらわす。
- (2) 児童死去の際は、香華料5000円を贈り弔意をあらわす。
- (3) 会員ならびに児童が不慮の災害にあった場合、または、引き続いて1ヶ月以上病床にあって加療を必要とするときは、3000円とする。
- (4) 会長、副会長、その他の役員の退任に際して感謝の意をあらわすときは、役員会により決定する。
- (5) 上記項に定めのない謝恩ならびに弔慰金については、その都度、会長・校長協議のうえ決定する。

(専任事務員)

第2条 会務を円滑に運営するための専任の事務員を置くことができる。

(選考委員会)

第3条 会則第8条に示す会長、副会長、監事を選び出す方法として、選考委員会を設ける。

- (1) 選考委員会は、役職員の中から、会長が指名または選出された若干名、退任する会長・副会長・監事、学校代表で構成する。委員長1名は、委員の互選とする。
- (2) 選出は、選考委員の協議とする。必要によっては単記無記名投票とする。

(学級委員の選出)

第4条 会則第8条(4)学級委員の選出は次のとおりとする。ただし、対象者が不足するときは、この限りではない。

- (1) 過年度に執行役員の職に就いた者は、以降の全ての児童の学級において、選考の対象から除外する。
- (2) 過年度に学級委員または地区委員の職に就いた者は、対象となった児童の以降の学級において、選考の対象から除外する。
- (3) 前年度に学級委員または地区委員の職に就いた者は、当年度の選考対象から除外する。

(専門部会 正副部長の選出)

第5条 会則第13条 専門部会 正副部長の選出は次のとおりとする。ただし、対象者が不足するときは、この限りではない。

- (1) 各専門部会正副部長は、部会員の体調等の状況を考慮しながらの互選とする。
- (2) 過年度に執行役員の職に就いた者は、選考の対象から除外する。
- (3) 1年生の保護者、且つ対象の児童が第一子の役職員は、選考の対象から除外する。

(協力団体)

第6条 協力団体を以下「おやじの会」とする。

この「おやじの会」は、有志で組織され、各事業の補助をする。

この会の運営を円滑に行うため、本会の会長を、会則第3章第7条に定める副会長と同等とし、本会則における同職の権限を有するものとする。

附 則

- この細則は、昭和52年4月1日より実施する。
- この細則は、昭和53年4月1日より一部改正。
- この細則は、昭和58年4月1日より一部改正。
- この細則は、昭和61年4月1日より一部改正。
- この細則は、昭和62年4月1日より一部改正。
- この細則は、平成元年4月1日より一部改正。
- この細則は、平成4年4月1日より一部改正。
- この細則は、平成14年4月1日より一部改正。
- この細則は、平成23年4月22日より一部改正。
- この細則は、平成24年4月24日より一部改正。
- この細則は、令和2年6月18日より一部改正。
- この細則は、令和3年4月1日より一部改正

ベルマーク運動について

小郡小学校PTA 保健施設部

1 ベルマークの収集・仕分け 小学校の福祉委員会と連携して実施

(1) 収集

- 全校で毎月15日に収集活動
- 小郡地域のスーパー等に収集箱を設置

(2) 仕分け

- 保健施設部、福祉委員会で仕分けを実施

2 ベルマークの交換

(1) 口座残高

項目	預入・交換	口座残高
年度当初(2023/4)		69,282
ベルマーク送付(2023/12)	79,714	148,996
ベルマーク交換(2024/3)	▲71,177	77,819
年度末(2024/3)		77,819

(単位：点)

(2) 交換物品

- 紅白大玉送り125 1組

※これまで、運動会で使用の紅白大玉は、他校からの借り物

